

投資顧問料の返還手続きに関する重要なお知らせ

— 投資助言・代理業を営む者と投資顧問契約を締結している方へ —

○ 「投資顧問会社との契約期間がまだ残っているのに廃業されてしまった」「投資顧問料が返還されない」などでお困りではありませんか。

金融商品取引法では、法定期間内であれば一定の手続等により、投資顧問料の一部の返還を求めることが可能な場合があります。

金融商品取引法に基づく登録を受けた投資助言・代理業を営む者と投資顧問契約を締結し、投資顧問料を支払ったのに

- 契約期間中に、廃業、倒産等の業者側の都合により助言サービスが受けられなくなった。
- 解約やクーリングオフにより、支払い済みの顧問料の一部若しくは全部の返金を受けられるはずだったが、支払いが行われていない。

等の取り扱いを受けている方(※)は、法定期間内であれば一定の手続等により、契約の未経過期間に応じた投資顧問料の返還を求めることが可能です。(ただし、他の金融商品取引業を兼ねている業者の場合は除かれます。)

※ 例示ですので詳細は下記までお問い合わせ願います。

なお、返還できる金額の総額は、業者が法務局に供託している営業保証金(通常は500万円)の範囲内であり、債権者の人数、債権額に応じて公平に配分されることとなります(このほか官報掲載費用等、一部コストを負担していただくこととなります)。

このため、全額を返還できない場合があることを予めご了解願います。

詳しくは、下記までお問い合わせ願います。

* 当局が費用負担を求める際に、金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。現金の支払やATMでの振込み等を求める詐欺的行為には十分ご注意願います。

(問い合わせ先)

関東財務局理財部証券監督第2課 048-600-1156